

分収造林事業の収束に向けた取組状況について

1 一般社団法人滋賀県造林公社の第 4 期中期経営改善計画の策定について

(1) 概要

ア 中期経営改善計画とは

- ・ 中期経営改善計画（以下「中期計画」という。）は、一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例（以下「関与条例」という。）に基づき、公社が策定する、長期経営計画の目標を達成するために策定される 5 年を 1 期とする経営の改善に関する計画である。
- ・ 第 4 期中期計画が、令和 8 年 3 月 26 日に開催された理事会の決議を経て策定された。関与条例第 2 条第 1 項に基づき、策定された計画について報告するもの。

一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例
（平成 21 年 3 月制定 滋賀県条例第 29 号）

（特別な関与）

第 2 条 知事は、造林公社に対し、規則で定める経営に関する計画を策定し、その内容を報告するよう求めるものとする。

一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例施行規則
（平成 21 年 4 月制定 滋賀県規則第 24 号）

（経営に関する計画）

第 2 条 条例第 2 条第 1 項に規定する規則で定める経営に関する計画は、造林公社の経営が予定されている期間における長期の経営見通しおよび目標に関する計画（以下「長期経営計画」という。）ならびに長期経営計画の目標を達成するため必要な事項を定めた 5 年を 1 期とする経営の改善に関する計画（以下「中期経営改善計画」という。）とする。

イ 中期経営改善計画の位置づけ

- ・ 公社は、事業収束を果たすまでの間において経営活動を継続するため、中期計画は、法人経営を行うための基礎計画として位置付けている。

ウ 計画期間

- ・ 令和 8 年度～令和 12 年度（5 年間）

(2) 主な取組項目

- 「適切な森林管理を通じた林業・木材産業の持続的発展と公益的機能発揮への貢献」を基本方針としつつ、将来的な事業収束を見据えた取組内容としている。

ア 水源林の公益的機能を高度に発揮させる森林整備の推進

(ア) 林道・作業道の整備

事業収束に伴う契約解除交渉を見据え、これまで開設してきた既設路網（林道・作業道総延長約 240km）の現況調査を実施し、事業収束に向けた現状復旧工事等を行う。

(単位：m)

	R8	R9	R10	R11	R12	計
開設	6,300	6,500	4,400	8,400	2,900	28,500
補修	300	300	300	300	300	1,500
現況調査	80,000	80,000	80,000	-	-	240,000

(イ) 伐採後の更新状況のモニタリング調査

将来的に針広混交林化を図るため、これまでに環境林整備を行った箇所のモニタリング調査を行い、成果の検証を行う。

(単位：箇所)

	R8	R9	R10	R11	R12
調査箇所 (累積)	1	2	3	4	5

イ 地域の実情に応じた適切かつ効率的な木材生産と有利販売

(ウ) 分収造林事業

森林のもつ公益的機能の持続的発揮に配慮するため、定性伐採（抜き伐り）により事業地全体を10年間隔で複数回に分けて伐採することを基本とする。

ただし、事業廃止による事業者への影響を勘案し、事業量を段階的に縮小する。

<旧滋賀県造林公社事業地>

- ・ 平成28年度から伐採を開始し、採算林の全事業地で1回目の伐採を完了
- ・ 第4期計画期間中は、1回目の伐採から10年が経過し、資源が回復し伐採可能と判断された事業地において2回目伐採を実施

<旧びわ湖造林公社事業地>

- ・ 令和5年度から伐採を開始
- ・ 第4期計画期間中は、引き続き1回目の伐採を実施

	R8	R9	R10	R11	R12	計
伐採面積(ha)	30	29	32	31	23	145
木材生産量(千m ³)	4.2	4.3	4.5	4.9	3.2	21.1
伐採収益(百万円)	20	24	16	33	11	104
償還財源(百万円)	17	20	13	27	9	86

(3) 計画策定に対する県からの指導・助言

- 県では、航空レーザ計測による森林解析結果や、令和5年度に受検した包括外部監査結果等を踏まえ、令和6年度から、公社の行う分収造林事業の今後のあり方について、抜本的見直しを含む検討を行い、令和8年3月に「一般社団法人滋賀県造林公社の行う分収造林事業のあり方に関する方針」(以下「方針」という。)を策定し、今後のあり方を決定した。
- そこで、方針に基づく事業収束に向けた取組が適切に実施されるよう、関与条例第2条第4項に基づき、令和8年4月21日付けで主に以下の内容について指導・助言を行った。

- ア 令和 17 年度末までに分収造林事業を収束させること
- イ 事業者に過度な負担が生じないように配慮しつつ木材生産活動を段階的に収束させること
- ウ 残債務の清算に向けて実施可能な債権処理スキームについて債権者と協議すること
- エ 事業収束にかかる具体的な実施事項を計画にまとめ、県に報告すること
- オ 公社経営方針の転換を条件に、公社が事業収束を行う期間に限り、支援を継続すること

2 公社で行う事業収束に向けた取組の状況について

(1) 経営方針の変更

- 上記、県の指導・助言項目オに従い、令和 8 年 5 月 22 日に開催された公社理事会において、公社定款第 34 条第 1 項第 1 号に基づき経営方針の変更を提案し、理事（兵庫県含む）全員の賛成で決議した。

（旧経営方針）特定調停の履行

↓

（新経営方針）令和 17 年度末までに公社事業を収束する

（行動指針）

- ・ 速やかに事業収束計画を策定する
- ・ 事業実施と事業整理を並行かつ連携して進め、事業の円滑な収束を図る
- ・ 契約解除手続きを十分な準備と丁寧な説明期間を確保しつつ、計画的に進める

(2) 事業収束計画の策定

- 上記経営方針に基づき、事業収束に向けた具体的な取組事項についてまとめる事業収束計画の策定を行う。

(3) 債務整理に向けた協議

- 公社の木材生産活動が収束する 5 年後（令和 12 年度）を目途に債権処理を行うため、今年度から債権者（公社）と債務者（滋賀県、兵庫県）で、債権処理スキームについての具体的な協議を始める。

3 県で行う公的管理のあり方検討について

(1) 森林審議会への諮問

- 公社林の公的管理を行うにあたり、全体像や手法、体制等について外部有識者による検討を行うため、6 月 4 日に開催された森林審議会へ「公社林の公的管理のあり方」について諮問を行った。
- これまでに 2 回の審議（6/4、7/14）を行い、今後 2 回の審議を経て答申を得る予定。

(2) 審議の状況

- 公社林の公的管理を行う目的を「その場所が健全な水源林であることを、“県の関与”によって、将来にわたり維持していくこと」と定義した上で、公社林の造成経過や現況を踏まえ、目指すべき健全な水源林の具体像や、望ましい公的管理の姿について議論を行った。

- 委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・ 森林は土地所有者のものでありながら、公的な意味を持つ重要なインフラでもある。誰かに歪みを生まないように健全な水源林を目指すためにも、一定の行政的関与は必要。
- ・ 県の負担は税金が原資であり、県民の負担でもある。公社林を県が買うことになれば県民負担が増加する。県民負担を少なく抑えるためにも、できるだけ、土地所有者から寄付をいただいて、公社林を県に一元化していただきたい。
- ・ 山が抱える社会的な問題や課題、水源涵養機能を将来に引き継いでいくことの重要性、やまの健康、生物多様性への影響など、しっかりと説明し、県民理解を得る努力が必要。
- ・ 公的管理にあたっては、コスト感覚とのバランスをとらなければいけない。特に、県内森林の10%を占める公社林の水源保全について議論することは、将来的に、残り90%の森林に対する水源保全の議論へとつながっていく。
- ・ 採算性のある事業地の管理を民間企業に任せる場合、上手くいかなかった途端に放置されるリスクや、企業負担の増加という懸念もある。琵琶湖を預かる滋賀県として、完全に企業任せにするのではなく、一定の公的関与が必要ではないか。

- こうした委員からの意見も踏まえ、次回の審議会（9月頃開催予定）で、具体的な公的管理方針案を提示し、ご審議いただく。

(3) 今後の検討スケジュール（案）

令和8年9月14日 森林審議会（公的管理方針案を審議予定）

9月議会常任委員会

- ・ （公社）事業収束計画（骨子案）について報告
- ・ （県）公的管理のあり方検討の進捗状況について報告

令和8年11月 森林審議会（答申予定）

11月議会常任委員会

- ・ （公社）事業収束計画（素案）について報告
- ・ （県）審議会答申および公的管理のあり方に関する方針（案）について報告

～ 契約者への意向調査、林業事業者へのヒアリング、意見照会等 ～

3月議会常任委員会

- ・ （公社）事業収束計画の策定について報告
- ・ （県）公的管理のあり方に関する方針について報告